

砂 川 市 訓 令 第 3 2 号

令和 5年 7月 20日

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令

砂川市事務決裁規程（平成10年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第4条関係）市民部に関する事項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年8月1日から施行する。